

歳入	
市税 (しぜい)	市民の皆さんや市内に事務所を持つ法人等に納めていただくものです。市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税があります。
地方譲与税 (ちほうじょうよぜい)	国税として徴収したものを、そのまま市に対して譲与するものです。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。
利子割交付金 (りしわりこうふきん)	金融機関等からの利子の支払を受ける際に課税された税の一部を財源として、道が個人道民税の額に応じて、市に対して交付するものです。
配当割交付金 (はいとうわりこうふきん)	株式等の配当等に対して収められた税をもとに交付されるものです。
株式等譲渡所得割交付金 (かぶしきとうじょうとしょとくわりこうふきん)	株式等の譲渡に対して収められた税をもとに交付されるものです。
地方消費税交付金 (ちほうしょうひぜいこうふきん)	地方消費税の一部を財源として、道が人口及び従業者数で按分し、市に対して交付するものです。
ゴルフ場利用税交付金 (ごるふじょうりょうぜいこうふきん)	ゴルフ場利用行為に対して収められた税をもとに交付されるものです。
自動車取得税交付金 (じどうしゃしゅとくぜいこうふきん)	自動車取得税の一部を財源として、道が市町村道の延長や面積で按分し、市に対して交付するものです。
国有提供施設所在市町村交付金 (こくゆうていきょうしせつしよざいしちようそんこうふきん)	自衛隊基地が所在する市町村に交付されるものです。
地方特例交付金 (ちほうとくれいこうふきん)	児童手当の制度拡充に伴う地方の負担増加について交付される児童手当特例交付金、自動車取得税の減収額を補てんする減収補てん特例交付金などを総称したものです。
交通安全対策交付金 (こうつうあんぜんたいさくこうふきん)	道路交通法に定める反則金を財源として、道路交通安全施設(道路照明灯、カーブミラー等)の設置及び管理に要する経費に充てるために、国が市に対して交付するものです。
分担金及び負担金 (ぶんたんきんおよびふたんきん)	市の行う事業により利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するものです。保育所の保育料などが該当します。
使用料及び手数料 (しやうりょうおよびてすうりょう)	市の施設の利用や特定の事務により利益を受ける方から、その受益に対する実費負担的なものとして徴収するものです。各施設の使用料や各種照明手数料などが該当します。
国庫支出金 (こくししゅつきん)	国と市の行う事業の経費負担区分に基づいて、国が市に対して支出するものです。負担金、補助金、委託金などがあります。
道支出金 (どうししゅつきん)	道が市に対して支出するものです。道自らの施策として単独で交付するものと、道が国庫支出金を経費の全部または一部として交付するもの(間接補助金)があります。
財産収入 (ざいさんしゅうにゅう)	市が有する財産の貸付け、売払い等により得た現金収入のことで、公共用地の売払収入や、基金積立金の利子等が該当します。
寄附金 (きふきん)	民法上の贈与で、金銭に限られるものです。
繰入金 (くりいれきん)	一般会計、特別会計及び基金の間で、相互に資金運用をするものです。他の会計から資金が移される場合を「繰入」、移す場合を「繰出」といいます。
繰越金 (くりこしきん)	前年度の決算上の剰余金です。
諸収入 (しよしゅうにゅう)	収入の性質により、他の収入科目に含まれない収入をまとめたものです。延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
地方債 (ちほうさい)	市が資金調達のために年度を越えて返済する債務のこと。国が起こすのを国債、地方が起こすのを地方債と分けているが、市が起こすので市債とも呼ばれる。